

入札公告

奈良県広域水道企業団契約規程(令和7年3月奈良県広域水道企業団企業管理規定第36号、以下「規程」という。)第3条に基づき、一般競争入札(以下「入札」という。)について次のとおり公告する。

令和8年3月5日

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真

記

1. 入札担当部局

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町東安堵958

奈良県広域水道企業団 安堵事務所 水道係

電話 0743-57-2333

FAX 0743-57-2379

E-Mail ando@union.nara-water.lg.jp

2. 入札に付する事項

(1)入札件名 奈良県広域水道企業団安堵事務所 水道庁舎宿日直業務委託

(2)委託業務内容

奈良県広域水道企業団安堵事務所 水道庁舎宿日直業務委託仕様書のとおり

(3)履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(4)履行場所 奈良県生駒郡安堵町東安堵850

(5)最低制限価格 設けません。

(6)入札方法 郵便入札(簡易書留による)

入札書の記載方法は入札説明書をご覧ください。

3. 入札参加資格

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1)本入札の公告日現在、令和8・9年度安堵町物品・役務指名競争入札(見積)参加登録業者のうち【施設・機械設備の保守管理清掃】登録がある者であること。
 - (2)国税の滞納のない者であること。
 - (3)本入札の公告日から開札日までにおいて、地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていないこと。
 - (4)ホームページの閲覧および電子メールの送受信が可能である者であること。
 - (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立てがされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
 - (6)奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第1項から第5項までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (7)令和2年4月1日から本入札の公告日までの間において、本業務と同種の業務を、国又は地方公共団体より受注し、完全履行していたこと。
- ※同種業務とは、水道施設、水道庁舎その他官公庁庁舎における宿日直業務とする。

4. 入札説明書を交付する場所及び問合せ先

1.に同じ

なお、入札説明書等は奈良県広域水道企業団ホームページからダウンロードしてください。

5. 入札参加資格の確認の申請

この入札に参加を希望する者は、3. に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書で示す書類を次のとおり提出してください。

- (1)提出期限 令和8年3月17日(火) 16時まで
- (2)提出場所 1. に同じ
- (3)提出方法 持参又は郵送によること。なお、郵送については当日必着。

6. 仕様書等への質問

仕様書等の内容に質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出してください

(1)提出期間 令和8年3月11日(水)15時まで

(2)提出場所 1. に同じ

(3)回答期限及び回答方法

令和8年3月13日(金)17時まで

奈良県広域水道企業団ホームページにて掲示

7. 開札の日時及び確認の申請

(1)開札の日時及び場所

令和8年3月25日(水)10時から 生駒郡安堵町東安堵958

安堵町役場 3階会議室

(2)入札書の提出方法

入札書を封筒に入れ、令和8年3月24日(火)17時までに必着とし、**簡易書留郵便**により入札担当部局まで送付してください。

8. 現地確認 現地確認日を以下の日時に行います。参加を希望する者は、令和8年3月9日(月)15時までに電子メールで1. まで申し込みください。

現地確認日時 令和8年3月10日(火)9時から12時

9. 入札の無効

この広告において示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。なお、企業長が入札参加資格のある者を確認した者であっても、入札時点において3. に掲げる資格のない者のした入札は無効とします。

10. 入札手続等

(1)入札保証金

入札説明書に定めた方法で、入札開始前までに納付してください。ただし、規程第4条第1項各号に該当する者はこれを免除します。

(2)契約保証金

規定第19条に規定する契約保証金を支払わなければなりません。ただし、規程第19条第1項各号に該当する者はこれを免除とします。

(3)契約書作成の要否 要する。

(4)落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

11. 契約の成立

この入札に係る契約の締結は、奈良県広域水道企業団のこの事業に係る令和8年度予算が成立することを条件とします。

以上